

延岡市水産業人材投資事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、漁業就業者の減少や高齢化が進行する中、本市の基幹産業のひとつである水産業を持続的に発展させるため、就業準備段階における負担軽減及び新規就業段階における経営安定対策を目的とする補助金を予算の範囲内で交付することについて、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自営独立就業 使用する漁船及び漁具の所有権又は使用权を有していること並びに漁業生産物や資材等を本人の名義で出荷・取引していることをいう。
- (2) 親元就業 三親等以内の親族が経営する経営体に就業することをいう。
- (3) 就業開始 自営独立就業者にあつては経営者となり操業を開始した時点、親元就業者にあつては、三親等以内の親族が経営する経営体で漁業従事を開始した時点をいう。
- (4) 漁業経営 自営独立就業又は親元就業し、漁業収入を得ることをいう。

(補助事業)

第3条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、国、他の地方公共団体又は公共的団体（以下「国等」という。）から補助を受けていない、かつ、補助を受ける見込みがない事業であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 後継者準備型事業（親元就業することを目的とし、宮崎県立高等水産研修所（以下「高水研」という。）での研修を通して、漁業に関する技術を習得する活動をいう。）
- (2) 漁業経営開始型事業（漁業を行いかつ自営独立就業又は親元就業する新規就業者が、水産物の生産や加工のために必要となる機器や設備等を整備する活動をいう。）

(補助対象者)

第4条 補助金の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる補助事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 前条第1号に掲げる事業 本市に住所を有し、かつ、令和5年4月1日以降に高水研に入所した者であつて、県内に住所を有する三親等以内の親族が経営する経営体に就業することを理由に、国の次世代人材投資事業（準備型）の対象とならない者
- (2) 前条第2号に掲げる事業 次に掲げる全ての要件を満たす者
 - ア 海面漁業又は海面養殖業のうち、自営独立就業又は親元就業をする者

- イ 延岡市内に住所を有する者かつ就業時の年齢が 50 歳以下の者
 - ウ 北浦漁業協同組合、島浦町漁業協同組合、延岡漁業協同組合及び延岡市漁業協同組合（以下「海面 4 漁協」という。）のいずれかの組合員資格を有する者
 - エ 申請者が組合員資格を有する海面 4 漁協の推薦がある者
 - オ 生活費の確保を目的として、生活保護、失業給付その他これらに類する事業による資金交付を受けていない者
 - カ 常勤（週 35 時間以上で継続的に労働するものをいう。）の雇用契約を締結していない者。ただし親元就業の常勤雇用契約は除く。
 - キ 自営独立就業については、国等が実施する漁業研修を修了した者又はこれと同等の漁業に関する知識及び技術を有していると判断される者
 - ク 親元就業については、将来漁業経営を承継する意思のある者。ただし、経営を継承する者は同一経営体につき 1 名までとする。
 - ケ エの漁協が、過去に本事業において、第 16 条に基づく資金の返還が未完了の資金交付者がある漁協、又は、過去に 3 名以上の資金交付者があったものの、第 16 条に基づく資金の返還を行った者が 50 %以上である漁協でないこと
- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象者又は補助対象者の就業先若しくは就業予定先が専業として遊漁船漁業を営んでいる場合は、補助対象者としなない。
- 3 第 1 項各号に掲げる者のほか、市長は、この要綱による補助の対象とすべき理由があると認めるものがあるときは、その者を補助対象者とすることができる。

（補助対象経費）

第 5 条 第 3 条第 2 号に掲げる事業について、補助金の交付の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 本市水産物（本市で水揚げされた水産物及び本市の漁協に所属する漁船が水揚げした水産物をいう。以下同じ。）の生産、加工等のために必要となる機器、施設等の整備に要する経費
- (2) 前号に付属して必要となる設備、機器等の整備に要する経費
- (3) 本市水産物の生産、加工等のための新たな知識の習得に係る調査、研究、視察等に係る経費
- (4) 養殖等における種苗及び餌の取得に要する経費
- (5) 本市水産物又は本市水産物を活用して製造した商品の販路開拓又は販売促進に要する経費
- (6) 本市水産物を活用して製造する商品の試作品の試験販売に要する経費
- (7) その他市長が特に必要と認める経費

（補助金の額）

第 6 条 補助金の額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号

に定める額を上限として市長が必要と認める額とする。

- (1) 第3条第1号に掲げる事業 137万5千円
- (2) 第3条第2号に掲げる事業 100万円

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「交付申請者」という。）は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める文書を市長に提出しなければならない。

- (1) 第3条第1号に掲げる事業 次に掲げる文書
 - ア 水産業人材投資事業（後継者準備型）補助金交付申請書（様式第1号）
 - イ 研修計画書（様式第2号）
 - ウ 誓約書（様式第3号）
 - エ 個人情報の取扱いに関する同意書（様式第4号）
 - オ 高水研入所を証する文書
 - カ その他市長が特に必要と認める文書
- (2) 第3条第2号に掲げる事業 次に掲げる文書
 - ア 水産業人材投資事業（漁業経営開始型）交付申請書（様式第5号）
 - イ 漁業就業計画書（様式第6号）
 - ウ 事業計画書
 - エ 収支計算書
 - オ 誓約書（様式第3号）
 - カ 個人情報の取扱いに関する同意書（様式第4号）
 - キ その他市長が特に必要と認める文書

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る交付が適当か審査し、速やかに補助金等交付決定通知書（規則様式第2号）又は補助金等不交付決定通知書（規則様式第3号）により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 交付申請者は、前条第1項の通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受領した日から10日以内に申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、概算払により交付する（第11条第2項第2号の規定により請求される補助金を除く。）

（補助金の請求）

第11条 第8条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金等請求書（規則様式第7号）に次に掲げる文書を添えて市長に提出しなければならない。

2 第3条第1号に掲げる事業については、2回に分けて補助金を請求するものとし、補助事業者は、それぞれ次に掲げる期日までに補助金等請求書を市長に提出しなければならない。

(1) 1回目の補助金（交付決定を受けた額の2分の1の額とする。） 10月31日

(2) 2回目の補助金 第15条の規定による補助金等額確定通知書を受領した日から起算して14日以内

（実施状況の報告）

第12条 補助事業者は、補助事業の実施状況等について、経営開始資金等交付事業実施要領（以下「県実施要領」という。）第3-4に定めるところにより、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告について必要な書類の提出を求めることができる。

（研修及び漁業経営の中止・休止等の届出）

第13条 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、県実施要領第3-5に定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 補助事業者は、補助事業を休止しようとするときは、県実施要領第3-5に定めるところにより、市長に届出を行い、承認を得なければならない。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、補助事業完了後（中止の場合にあつては中止の決定を行った日から）20日以内又は補助金の交付決定のあつた年度の3月31日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書（様式第7号又は様式第8号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長が必要と認めるときは、補助事業者に対し、前項に規定するもののほか、関係書類の提出を求めることができる。

（補助金の額の確定）

第15条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査したうえで補助金の額を確定し、補助金等額確定通知書（規則様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 16 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。ただし、病気、災害等やむを得ない事情と市長が認めた場合は、この限りではない。

- (1) 補助対象者の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 補助事業を中止したとき。
- (3) 第 12 条の規定による報告又は第 13 条の規定による届出を怠ったと認められるとき。
- (4) 虚偽の申請、報告等を行ったと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の全部又は一部を返還させることが適当であると認めるとき。

2 補助金の返還の額については、県実施要領第 3-6 に定めるところにより決定するものとする。

(補助金の返還の免除)

第 17 条 補助事業者は、病気、災害等のやむを得ない事情により補助金の返還の免除を申請しようとするときは、返還免除申請書（様式第 9 号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、補助事業者から提出された返還免除申請書に記載された理由がやむを得ない事情として判断される場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(関係文書の保管)

第 18 条 補助事業者は、第 12 条から第 14 条までの規定により市長に提出した文書のほか、補助事業の状況、費用の支出その他補助事業に関係のある事項を明らかにする文書及び帳簿を補助事業完了後 5 年間保管しなければならない。

(委任)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行し、令和元年度の予算に係る水産業人材投資事業から適用する。

2 第 11 条第 2 項の規定にかかわらず、補助事業者は令和元年度の予算に係る補助事業については、市長が定める期日までに補助金等請求書を市長に提出しなければならない。

附 則

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、令和7年3月31日限りその効力を失う。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限りその効力を失う。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限りその効力を失う。

附 則

1 この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限りその効力を失う。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和11年3月31日限りその効力を失う。